



< 企業再編 どの時点の合算財務諸表を作成するのか >

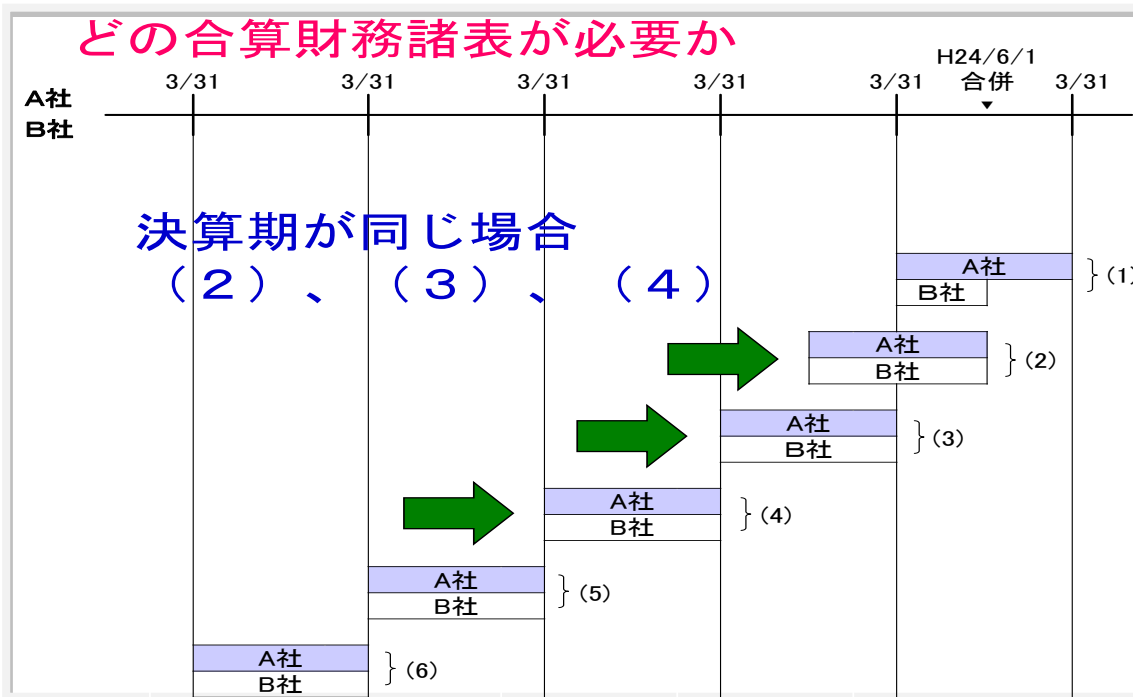
先月号では、実績引継ぎの計算方法として、合算財務諸表は実際数値かあるいは月数按分計算かということの問題としましたが、今月号ではいつの時点の合算財務諸表を作成するかという問題を考えてみましょう。

まず、吸収合併において合併法人 A社と被合併法人 B社の決算期が同じ場合について考えてみます。

原則的な取扱いでは、合併時に仮決算をしてその合算財務諸表により審査を受けることになります。(右図参照) 右図の例では平成24年6月1日に合併していますので、A社、B社とも4月1日から6月1日の財務諸表を作成した上で、平成23年6月2日から平成24年3月31日分を加えて、平成23年6月2日から平成24年6月1日事業年度の当期合算財務諸表を作成します(図の(2)の事業年度)。この計算過程において、先月号で指摘した実際数値か月数按分かという問題が生じます。

なお、前審査対象事業年度は、平成23年4月1日から平成24年3月31日(図の(3))、前々審査対象事業年度は、平成22年4月1日から平成23年3月31日(図の(4))となります(右表参照)。

次に、例外的な取扱いは以下の通りです。



当期 合算財務諸表	期間:H23. 6. 2~H24. 6. 1	吸収合併 A社(合併法人)H24. 6. 1 B社分が含まれていない場合はA社+B社
	貸借対照表	A社(H23. 6. 2~H24. 6. 1) +B社(H23. 6. 2~H24. 6. 1)
	損益計算書 完成工事原価報告書 兼業事業売上原価報告書	A社(H23. 6. 2~H24. 6. 1) +B社(H23. 6. 2~H24. 6. 1)
前期 合算財務諸表	期間:H23. 4. 1~H24. 3. 31	A社H24. 3. 31+B社H24. 3. 31
	貸借対照表	A社(H23. 4. 1~H24. 3. 31) +B社(H23. 4. 1~H24. 3. 31)
	損益計算書 完成工事原価報告書 兼業事業売上原価報告書	A社(H23. 4. 1~H24. 3. 31) +B社(H23. 4. 1~H24. 3. 31)
前々期 合算財務諸表	期間:H22. 4. 1~H23. 3. 31	A社H23. 3. 31+B社H23. 3. 31
	貸借対照表	A社(H22. 4. 1~H23. 3. 31) +B社(H22. 4. 1~H23. 3. 31)
	損益計算書 完成工事原価報告書 兼業事業売上原価報告書	A社(H22. 4. 1~H23. 3. 31) +B社(H22. 4. 1~H23. 3. 31)

決算額の確定までに相当の時間を要する場合において、やむを得ないと認められるとき	審査対象事業年度	直前事業年度の合算財務諸表 平成23年4月1日から平成24年3月31日
	前審査対象事業年度	平成22年4月1日から平成23年3月31日
	前々審査対象事業年度	平成21年4月1日から平成22年3月31日
上記の場合において、審査基準日(合併日)が直前事業年度終了の日から3月以内である場合	審査対象事業年度	直前事業年度の前期の合算財務諸表 平成22年4月1日から平成23年3月31日
	前審査対象事業年度	平成21年4月1日から平成22年3月31日
	前々審査対象事業年度	平成20年4月1日から平成21年3月31日

このように、経営事項審査においては建設業者の実情を勘案して寛大に対応していることがうかがえます。しかし、やむを得ないと判断するのは自分自身ではありません。事前に打ち合わせをして、円滑に審査が進むようにしましょう。また、合併時経審を例外的な取扱いで受けた場合には、合併時の財務諸表は合併時経審では使用しなくとも、合併後経審において前審査対象事業年度の財務諸表として必ず必要となり、作成が免除されたわけではないので注意が必要です。

いろいろな選択肢があるとどちらが有利かなと考えてもみたくありませんが、まずはスムーズな審査を第一にしたいものです。(つづく)

WISENET編集部 松村 清 (税理士)